

令和4年10月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和4年10月20日(木) 13時20分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

日程第4 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

日程第5 議案第4号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記の通知について

5. 出席委員

農業委員

議席1 欠 員

議席2 木幡 治 委員

議席3 鵜沼 久江 委員

議席4 林 和男 委員

議席5 高田 喜寿 委員

議席6 高木 幸恵 委員

議席7 大橋 利一 委員

議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

榎内 宏 委員 井戸川 弘幸 委員 高玉 正祐 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長

相楽 定徳

農業振興課課長補佐兼農業振興係長(併任)

大和田 千歳

専門員(併任)

大西 信治

7. 開会

【相楽事務局長】

定刻前ですが、皆さんお揃いですので、只今より双葉町農業委員会10月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【澤上会長】

みなさんには遠いところ、10月定例総会にご出席いただきありがとうございます。新庁舎での初めての会議ということで、気持ちも新たに取り組みたいと思います。

本日の総会ですが、3条申請が3件、時効取得案件が1件、報告案件が2件、提出されています。委員の皆さんには、最後までよろしく願いいたします。

9. 議事

【相楽事務局長】

ありがとうございました。議事に入る前に、農地利用最適化推進委員の渡辺委員より欠席のご連絡がありましたことを報告いたします。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしく願いいたします。

【澤上会長】

只今の出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年10月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【相楽事務局長】

※資料により会務を報告。

【澤上会長】

本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、議長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。議事録署名人には、2番 木幡委員、3番 鵜沼委員の両名を指名いたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和4年10月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。譲渡人は、神奈川県横浜市××、××××氏、譲受人は、双葉町大字長塚字観音堂××、××××氏で、売買による所有権移転になります。譲渡しようとする土地は、大字長塚字寺内前××ほか×筆で、田×××㎡、畑×××㎡、合計×××㎡です。

所有権移転後の営農計画は、作付予定作物は水稻及び野菜で、農機具等はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、粃すり機を所有しており、これらを活用することです。農作業従事者は、譲受人のほか家族3人となっています。周辺地域との関係について、売買する農地は震災前は農業委員会の許可を得て譲受人が水田として耕作していたもので、今回、譲り受けた後も、水田あるいは町の営農再開ビジョンに基づき、新規参入者とも連携し、水田の利活用を図ることから、周辺農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域の用排水路の清掃、農道の除草作業に参加するなど、用排水路、農道の維持管理に努めますとしています。以下、所有権移転をしようとする農地の登記簿等を添付しております。説明は以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である大橋委員から報告願います。

【大橋委員】

譲渡人の××さんをご高齢で、現在施設に入所されており、直接確認することができないため、実子で同居の××さんに確認しました。×月×日の×時×分頃、電話で確認をしたところ、申請内容に間違いはないということでした。申請理由としては、××さんが所有している農地について、本人は高齢で耕作できないほか、子どもは××さんのほか弟さんがいるが、二人とも体調を壊しており、将来にわたって耕作することは難しいことから、以前からお世話になっている××さんに譲りたいということでした。譲受人の××さんには、×月×日の×時×分頃、電話で確認しまし

たが、申請内容について間違いのないとのことでした。以前から農地を借りて耕作していたので、農地を譲り受け、営農再開が可能になった段階で、耕作したいとの意向でした。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【澤上委員】

申請農地は、譲渡人の自宅周辺の農地か。

【相楽事務局長】

譲渡人の自宅周辺の農地です。

【澤上会長】

ほかに、質疑・ご意見ありませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして日程第3、議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

資料25Pをご覧ください。議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和4年10月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。譲渡人は、双葉町大字下羽鳥字南迫××、××××氏、譲受人は、富岡町××、××××氏で、生前一括贈与になります。譲渡しようとする土地は、大字長塚字原田××ほか×筆で、田×××m²、畑×××m²、合計×××m²です。

所有権移転後の営農計画は、作付予定作物は水稻及び野菜で、農機具等はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラックを所有しており、これらを活用するとのこと。農作業従事者は、譲受人のほか家族3人となっています。周辺地域との関係について、譲渡する農地は、親子間の贈与による権利移動であり、これまでと同様に水稻、畑作として利用する予定であり、周辺農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農業の維持発展に関する話し合いに参加し、共同利用施設の取り決めを遵守し、獣害対策に協力しますとしています。以下、所有権移転をしようとする農地の登記簿、図面を添付しております。説明は以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である木幡委員から報告願います。

【木幡委員】

譲渡人の××さんには、×月×日の×時×分頃、電話で連絡しました。今回の生前贈与について申請内容を確認したところ、間違いありませんとのことでありました。譲受人の××さんには、×月×日の×時×分頃、電話で連絡しました。××さんについても申請内容に間違いありません

とのことでした。また、営農できるようになれば、戻ってきて農業をするんですねとお伺いしたところ、やりますという返事でした。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第2号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして日程第4、議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和4年10月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。譲渡人は、双葉町大字上羽鳥字大道××、××××氏、譲受人は、郡山市××、××××氏で、生前一括贈与になります。譲渡しようとする土地は、大字下羽鳥字豊田××ほか×筆で、田×××㎡、畑×××㎡、合計×××㎡です。

所有権移転後の営農計画は、作付予定作物は水稻及び野菜で、農機具等はトラクター、軽トラックを所有しており、これらを活用するとのことです。農作業従事者は、譲受人のほか家族1人となっています。周辺地域との関係について、譲渡する農地は、親子間の贈与による権利移動であり、これまでと同様に水稻、畑作として利用する予定であり、周辺農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、地域の用排水路の清掃、農道の除草作業に参加するなど、用排水路、農道の維持管理に努めますとしています。81P以降に、所有権移転をしようとする農地の登記簿、図面を添付しております。

説明は以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である木幡委員から報告願います。

【木幡委員】

譲渡人の××さんには、×月×日の×時×分頃、電話で連絡しました。今回の生前贈与について申請内容を確認したところ、間違いありませんとのことでありました。譲受人の××さんには、×月×日の×時×分頃、電話で連絡しました。××さんについても申請内容に間違いありませんとのことでした。また、営農できるようになれば、戻ってきて農業をするんですねとお伺いしたところ、是非やりたいというご意向でした。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第3号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして日程第5、議案第4号「時効取得を原因とする農地の所有権移登記の通知について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【相楽事務局長】

議案第4号「時効取得を原因とする農地の所有権移登記の通知について」、福島地方法務局から時効取得を原因とする農地の所有権移登記の通知があったことから、登記事案調査書の福島県知事への提出について、審議に付す。令和4年10月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本通知は、双葉町大字上羽鳥字官福××ほか×筆の農地について、××××氏が時効取得し、所有権移転登記を行ったというものです。

農地の時効取得につきましては、農地の取得は本来、農地法3条の許可が必要になりますが、20年間所有の意思をもって平穏かつ公然と他人の物を占有すれば、その物の所有権を取得できると民法第162条第1項に定められており、この法的効力は農地にも適用され、農地法の許可を得ることなく所有権を取得できることとなっています。農地について時効取得による所有権移転の登記を行ったときは、法務局は農業委員会に通知し、農業委員会は当該通知に係る事案が時効取得完成の要件を備えているかについて実情を調査し、登記事案調査書を県知事あて提出することとなっております。

本件につきましては、事務局におきまして、×月×日に、××氏に電話で経緯等を確認するとともに、現地確認を行いました。時効取得した農地は××氏の自宅に隣接した×筆です。今回、時効取得した経緯については、この土地は、××氏の曾祖父の名義になっており、昭和×年×月×日に曾祖父が亡くなったのち、祖父、父、現在の××氏がそれぞれ引き継いで耕作してきた土地であるが、名義変更できていなかったため、今回、時効取得し、××氏名義で登記するに至ったとのことでした。なお、この農地は特定復興再生拠点区域内にあり、保全管理組合による保全管理が行われています。また、ご自宅がお近くの林委員にもお伺いいたしましたが、ここは従前から、××氏が畑として利用してきたことで間違いはないだろうということでした。

以上のことから、当該案件については、20年間所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していることが認められることから、取得時効の完成事案であるとして、県知事に報告したいと考えます。以上になります。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号「時効取得を原因とする農地の所有権移登記の通知について」、登記事案調査書に記載のとおり福島県知事に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第4号については、登記事案調査書を福島県知事に提出させていただきます。

以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

(14時05分終了)

引き続き、下記事項について協議

- (1) 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請の取扱いについて
- (2) 令和4年11月定例総会の日程について

引き続き、下記事項について報告

- (1) 工事完了報告について(中川企画建設株式会社)
- (2) 工事進捗状況報告について(東北電力ネットワーク株式会社)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長.....澤 上 榮.....⑩

議事録署名人.....木 幡 治.....⑩

議事録署名人.....鵜 沼 久 江.....⑩